■ 景観計画区域内行為届出書添付資料　景観配慮説明書（豊川水辺景観育成区域の基準用）

○ 豊川水辺景観育成区域の基準への対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 考え方 | 地域らしい景観づくりのポイント | 具体的な景観配慮 |
| ①  対岸や橋上からの広がりある眺望の確保 | 川沿いの建築物が形成するスカイラインや背景の山並みから突出して見えないよう努める。 |  |
| 川沿いの建築物が形成するまち並みとの連続性や統一感の形成に努める。 |  |
| 勾配屋根にするなど、背景の山並みや手前の堤防の地形と調和する形態、意匠とするよう努める。 |  |
| 分棟化や壁面の分節化などにより、長大な壁面や単調な壁面が生じないよう努める。 |  |
| 屋上広告物や眺望を損ねる屋外広告物は設置しないよう努める。 |  |
| ②  河川に顔を向けた、潤いと安らぎのある景観の創出 | 背景の山並みや周辺の建築物、自然、農地と調和する、穏やかな色彩とする。 |  |
| 水辺の自然や背景となる山並みと調和するよう、敷地周囲や壁面の緑化に努める。 |  |
| 自然や農地の地形に馴染ませ、水辺の自然や公園と一体感のある空間づくりに努める。 |  |